

令和6年11月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第31757号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年9月27日

判 決

5

原 告 立 花 孝 志

被 告 サーファーTAKASHIこと

河 野 孝 志

10

(以下「被告河野」という。)

被 告

(以下「被告曲山」という。)

上記両名訴訟代理人弁護士

荒 木 田 修

15

主 文

- 1 被告河野は、原告に対し、40万円及びこれに対する令和5年6月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告河野に対するその余の請求及び被告曲山に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の2分の1と被告河野に生じた費用とを合わせた費用の4分の3を原告の負担とし、その余を被告河野の負担とし、原告に生じたその余の費用と被告曲山に生じた費用を原告の負担とする。
- 4 この判決は仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

- 25 被告らは、原告に対し、連帶して160万円及びこれに対する令和5年6月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告らが共同で運営するユーチュープアカウントのアーカイブに、原告の名誉権、名誉感情を侵害する内容を含む動画を残して公開を続

けたとし、被告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料

5 160万円及びこれに対する不法行為以後の日である令和5年6月17日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（掲記する証拠等により認められる。）

(1) 原告は、参議院議員を務めたことがあり、令和5年3月8日まで、当時国

10 政政党であった政治家女子48党の党首を務めていた。（弁論の全趣旨）

(2) 被告河野は、被告曲山の子である。

(3) 令和5年6月9日、原告の自宅前で、黒川敦彦（以下「黒川」という。）及び杉田勇人（以下「杉田」という。）が街宣活動（以下「本件自宅前街宣」という。）を行った。

15 その中で、杉田は、「立花さんは反社からお金を借りていることは間違いません。証拠もそろいます。現役二人、半グレ二人。あと一人誰か。」「立花個人として、借用書でお金を借りて、立花個人が反社から借金をしている、借金をしている本職2人、現役の住吉会系元山口組の方だそうです。半グレ2人は和泉市の立花孝志の後輩。ですから政党を作る前に、4の方から借金をしていた。借金を払い続けているという情報が入っています。」などと発言し、黒川は、「立花孝志が反社から金を借りているという名前と人数と金額までわかる。」「反社会的勢力に対して法外な金利を払っている。」「しかもその原資は何ですか。政党助成金ですよ、皆さん。国民の税金ですよ。国民の税金から反社に対して高い金利を払った。」などと発言した（以下、これらの発言を併せて「本件黒川・杉田発言」という。甲1の1・2）。

20 (4) ユーチュープとは、Googleがインターネット上に提供する動画共有

プラットフォームであり、ユーチューブには、「河野孝志サーファー TAKA SHI」というアカウント（以下「本件アカウント」という。）が開設されている。本件アカウントは、アイコンに被告ら2名が並んで撮影された画像が使用され、本件アカウントに対する寄付金（投げ銭）の振込先として被告曲山名義の口座が記載されている。

被告河野は、本件黒川・杉田発言を含む本件自宅前街宣の様子を動画撮影し、本件アカウントから生配信をした（以下、撮影した動画を「本件動画」という。）。

本件アカウントには、本件動画のアーカイブが保存されて視聴が可能な状態になっており、原告が本件訴訟を提起した令和5年12月7日時点において6437回再生されている。（以上、甲1の1・2、甲3、弁論の全趣旨）

### 3 争点及び当事者の主張

#### (1) 被告河野の不法行為（名誉権侵害、名誉感情侵害）の成否（争点1）

（原告の主張）

ア 本件動画は、原告が反社会的勢力から借金しているなどの本件黒川・杉田発言を含み、原告の社会的評価を低下させるとともに、原告の名誉感情を侵害する内容であり、そのような内容の本件動画を配信し続けた被告河野には、原告の名誉権侵害及び名誉感情侵害の不法行為が成立する。

イ 被告河野の真実相当性に関する主張は争う。

（被告河野の主張）

ア 原告の主張アは争う。被告河野は、本件自宅前街宣を報道したにすぎない。

イ 原告は、議員歴がある国政政党の前党首であるから、本件黒川・杉田発言に公共性、公益性があることは明らかである。

原告は、自ら街宣右翼を動かせる、暴力団の山口組と付き合いがあるなどと公言し、自身が反社会的勢力であることを認めているし、原告の側近

であった黒川の内部告発を疑う理由などなく、被告河野が、本件黒川・杉田発言を真実であると信じたことにつき相当な理由がある。

(2) 被告曲山の共同不法行為（名誉権侵害、名誉感情侵害）の成否（争点2）

(原告の主張)

5 ア (1)で主張したとおり、本件動画の配信を継続する行為は、原告の名誉権及び名誉感情を侵害する。

イ 被告曲山は、被告河野と共同で本件アカウントを運営し、その運営によって得られる広告収入や寄付金を受け取っている。

10 これら的事実について、裁判上の自白が成立しており、自白の撤回は認められない。

被告曲山は、被告河野と共同して本件動画の配信を継続したものであり、共同不法行為が成立する。

(被告曲山の主張)

ア 原告の主張アは否認ないし争う。

15 イ 被告曲山が、被告河野と共同で本件アカウントを運営していること及び運営により得られる広告収入を受け取っていることを認めたのは、反眞実かつ錯誤による。自白の撤回を主張する。

被告曲山は、本件アカウントから何を配信するかに関与したことはないし、広告収入を受け取ったことはない。

20 (3) 損害額（争点3）

(原告の主張)

原告に生じた精神的損害に対する慰謝料として160万円が相当である。

(被告らの主張)

争う。

25 第3 当裁判所の判断

1 争点1（被告河野の不法行為（名誉権侵害、名誉感情侵害）の成否）

(1) 名誉権侵害について

ア 名誉権侵害行為該当性

本件動画の一般の閲覧者を基準とすると、本件黒川・杉田発言は、原告が、政党を作る前に、複数の反社会的勢力から法外な利息で借金をし、政党助成金から返済に充てているという事実を摘示するものであり、一般的の閲覧者に対し、原告は反社会的勢力から資金を得て国政に出た人物であり、反社会的勢力と癒着した人物であるとの印象を持たせるから、原告の社会的評価を低下させる。

そして、本件自宅前街宣においては、黒川及び杉田の両名は、繰り返し、原告が反社会的勢力から借金をした旨の発言をしており（前提事実③）の本件黒川・杉田発言）、この様子を撮影していた被告河野は、その場で本件黒川・杉田発言を聞いていたと認められる。そうすると、被告河野は、本件動画に、原告の社会的評価を低下させる内容の本件黒川・杉田発言が含まれていることを認識しながら、本件動画を本件アカウントのアーカイブに残し、本件動画の配信を継続し、一般的閲覧者が視聴することを可能としているといえるから、遅くとも、原告が遅延損害金の起算日とする令和5年6月17日には、被告河野による名誉権侵害行為があるというべきである。

これに対し、被告河野は、本件自宅前街宣を生配信したにすぎないし、編集もしておらず、被告河野に名誉権侵害行為はないと供述する（乙5）。

しかし、第三者の発言内容を配信するという表現行為であっても、これにより人の社会的評価を低下させる場合には名誉権侵害が成立し得るというべきである。本件は、街宣活動の中でなされた本件黒川・杉田発言を、被告河野が伝播性、持続性のあるインターネットに掲載したことで、より多くの人が視聴することが可能となり、原告の社会的評価をより低下させるというべきであるから、被告河野の行為が名誉権侵害に当たらないとの

同人の供述は採用できない。

イ 公共性、公益目的

本件黒川・杉田発言を含む本件動画を配信し続けることは、参議院議員を務め、国政政党の党首であった原告の政治家としての適格性を問題提起するものであるから、公共の利害に関する事項で、公益を図る目的であると認められる。

ウ 真実相当性

本件黒川・杉田発言につき、真実であることの証明はなく、本件動画の配信を継続することの違法性は阻却されないが、被告河野は、真実相当性があるとして、証拠（乙1の1・2、乙2、乙5、被告河野本人）を提出する。

乙1号証の1・2（1枚目）の原告の発言は、同席者との会話の中で、曲がったことをやっている人たちのところに街宣右翼に行ってもらうとよい、困ったことに僕（原告）が言うと、街宣右翼が動いてしまうというものの、乙1号証の1・2（2枚目）の原告の発言は、山口組の知り合いから、NHKの問題について聞かれることがあるが、付き合いはなく、飯食いに行くとかはないというもの（乙1の2（2枚目）の反訳の「付き合いだけで。言っちゃうのね。付き合いだけで。」は「付き合いでないで。言っとくけど。付き合いでないで。」の誤訳と認められる。）、乙1の1・2（3枚目）の原告の発言は、NHKの集金人が不正に個人情報を盗んだとの報道は事実であり、かつてNHKにいた原告は犯罪者、反社会的勢力であるが、これからもNHKの業務を妨害して、NHKをぶっ壊す政治活動を行うと宣言するものである。原告の上記各発言は、原告が暴力団構成員等の反社会的勢力との交際を自認するものではないし、反社会的勢力から借金をしていることを推認させるものでもない。

また、被告河野が、黒川や杉田に対し、本件黒川・杉田発言の根拠につ

いて説明を求めたとか、根拠となる資料を確認したといった事実は認められない。被告河野は、黒川が、原告が党首を務めていた国政政党の幹事長であったという事実のみから、黒川らの発言を軽信したというほかなく、本件黒川・杉田発言が真実であると信じたことにつき相当な理由があると認めることはできず、故意、過失は否定されない。

エ したがって、被告河野には、遅くとも令和5年6月17日には、原告の名誉権を侵害する不法行為が成立する。

(2) 名誉感情侵害について

ア 前提事実(3)のとおり、本件黒川・杉田発言は、原告が反社会的勢力から借金している、政党助成金から借金を返済しているなどと繰り返し述べるものであり、被告河野は、このような発言を含む本件動画の配信を継続し、相当回数の視聴に供しているから、原告の受忍限度を超えて原告を侮辱し続けるもので、原告の名誉感情を侵害する違法なものと認められる。

イ したがって、被告河野には、(1)と同様に、遅くとも令和5年6月17日には、原告の名誉感情を侵害する不法行為が成立する。

2 爭点2（被告曲山の共同不法行為（名誉権侵害、名誉感情侵害）の成否）

(1) 被告曲山が本件アカウントの共同運営者と認められるかについて

ア 被告曲山は、令和6年2月9日の本件口頭弁論期日において、同人が被告河野と共同で本件アカウントを運営し、運営によって得られる広告収入や寄付金を受け取っているとの原告の主張を認める旨を陳述したが、同年8月2日の本件口頭弁論期日において、上記陳述は反真実かつ錯誤によるとして、自白の撤回を主張する。

そこで検討すると、被告曲山は、本件アカウントは被告河野が運営しており、被告曲山は配信される動画を見るはあるが、動画の内容にタッチしたことはないし、ユーチューブ自体、どのようにするのかわからない、本件アカウントのアイコンの画像は、被告河野から8050問題の啓発活

動のためと頼まれて使用を許可したにすぎないと供述する（乙6、被告曲山本人）。

被告曲山が現在73歳であることや、同人が政治や社会問題に関する活動を行っていることはうかがわれないこと、本件アカウントから配信する動画の内容や配信方法等はすべて被告河野の判断で行っており、本件アカウントの運営による広告収入は、被告河野の口座に振り込まれているとの被告河野の供述（乙5、被告河野本人）と整合していることを踏まえると、被告曲山の上記供述は信用できるものといえる。同供述によれば、被告曲山が、被告河野と共同で本件アカウントを運営しているとの事実及び広告収入を受け取っているとの事実は、真実に反するものと認められる。そうすると、これらの事実を認めるとの被告曲山の陳述は錯誤に基づくものといえるから、自白の撤回は認められるというべきである。

イ そして、本件では、被告曲山が本件アカウントの共同運営者であることを認めるに足りる証拠はないから、被告曲山が本件アカウントの共同運営者であることを理由として同人に不法行為が成立するとの原告の主張は認められない。

## (2) その他の被告曲山の共同不法行為の成否について

ア 原告は、被告曲山が、本件アカウントの視聴者から月3700円程度（4年間で17万円余り）の寄付金（投げ銭）の振り込みを受けていると認めていること（乙6、被告曲山本人）をもって、共同不法行為が成立するとも主張するようである。

しかし、被告曲山に被告河野との共同不法行為が成立すると認められるためには、被告曲山に不法行為が成立することが必要である。既に説示したとおり、本件アカウントの運営者は被告河野であって、被告曲山が、上記の多額とは言えない寄付金（投げ銭）を受け取っていることをもって、本件アカウントから配信されている動画の内容を逐一確認し、違法な表現

内容を含む動画があれば、被告河野に削除させる義務があるとまではいえないし、被告曲山において、被告河野に問題となる動画を削除させることができあるとも認められない。そうすると、被告曲山には、本件アカウントから本件動画が配信されている点について、過失（注意義務違反）が認められず、不法行為は成立しないというべきである。

イ また、原告は、被告曲山が被告河野を経済的に支援することにより、本件アカウントの運営を支援していると指摘するようであるが、そのような事情をもって被告曲山を本件アカウントの共同運営者と評価することはできないし、被告曲山について、本件アカウントから配信される動画について注意義務を生じさせるものともいえない。

10 (3) 以上のとおり、被告曲山に、被告河野との共同不法行為が成立すると認めることはできない。

### 3 爭点3（損害額）

1 で説示したとおり、被告河野には原告に対する不法行為が成立するところ、  
15 その行為の態様、本件黒川・杉田発言で摘示された事実は、原告の政治家としての適格性を完全に失わせ、原告の社会的評価を大きく低下させる内容であること、本件動画は、インターネット上に公開されたものであるが、本件アカウントのチャンネル登録者数は4500人を超え（甲3）、現在までに本件動画が相当回数視聴されたと考えられること、その他本件で現れた一切の事情を考慮  
20 すると、被告河野の不法行為によって原告に生じた精神的損害は、40万円と認めるのが相当である。

4 以上の次第であるから、原告は、被告河野に対し、不法行為に基づき、40万円の損害賠償請求権及びこれに対する不法行為の成立以後の日である令和5年6月17日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金請求  
25 権を有し、原告のその余の被告河野に対する請求及び被告曲山に対する請求は理由がない。

よって、原告の請求は、上記限度で理由があるから認容し、その余の請求は棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法64条本文、61条を、仮執行の宣言につき、同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

5

東京地方裁判所民事第31部

裁判官

近藤 紗世

これは正本である。

令和6年11月22日

東京地方裁判所民事第31部

裁判所書記官 福嶋奈穂























